

静岡県下水道協会 下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要領

第1章 総則

(目的)

第1条 この要領は、静岡県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習実施要綱（平成10年5月1日施行。以下「実施要綱」という。）に定める基本的事項の実施等において必要な事項を定める。

第2章 排水設備工事責任技術者の試験及び登録

(試験の受験資格)

第2条 実施要綱第7条第2項第2号の経過年数は、当該処分の日を基準として算定するものとする。

2 実施要綱第7条第1項第1号及び第2号中「これに相当する課程」とは、次の各号に掲げる課程とする。

(1) 土木科、農業土木科及び農業工学科

(2) 建築科、建築工学科及び設備工学科

(3) 衛生工学科

(4) その他第1号から第3号までに相当するものとして静岡県下水道協会会長（以下「会長」という。）が認める課程

3 実施要綱第7条第1項第1号、第2号及び第3号中「1年以上」、「2年以上」及び「3年以上」の実務経験年数は、実施要綱第8条第1項に規定する会長が定める期間の末日を基準として算定するものとする。

4 実施要綱第7条第1項第1号、第2号及び第3号中「1年以上」、「2年以上」及び「3年以上」の実務経験年数は、公共団体において排水設備工事に従事した年数を算定できるものとする。

5 実施要綱第7条第1項第4号に規定する者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による専修学校又は各種学校において、土木又はこれに相当する課程を修了した者及び職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による公共職業能力開発施設において配管科を修了した者で排水設備工事等の設計又は施工に関し2年以上の実務経験を有するもの
- (2) 農（漁）業集落排水施設、コミュニティプラント、合併処理浄化槽等（以下「農業集落排水施設等」という。）の工事の設計又は施工に関し、3年以上の実務経験を有する者
- (3) その他第1号及び第2号に準ずる者として、会長が認める者

（試験の受験申込み）

第3条 実施要綱第8条第1項に規定する静岡県下水道排水設備工事責任技術者試験受験申込書（以下「受験申込書」という。）は、様式第1号によるものとし、次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

- (1) 実施要綱第7条第1項に規定する受験資格を有することを証する書類（実施要綱第7条第1項第1号又は第2号に該当する者は、卒業証明書又は卒業証書の写し等）
- (2) 住民票の写し（3箇月以内発行のもの）
- (3) 写真2枚（3箇月以内カラー撮影のもの）
- (4) 受験手数料振込金受取証又はその写し
- (5) 誓約書（様式第2号）

2 下水道管理者は、受験申込書の提出を受けたときは、実施要綱第7条に規定する受験資格を確認のうえ受理し、これを取りまとめの上、会長に送付しなければならない。

3 会長は、受験申込書の送付を受けたときは、速やかに試験の受験申込者に受験票（様式第3号）を送付するものとする。

（試験の実施方法）

第4条 実施要綱第8条第2項に規定する試験の実施方法等は、試験運営委員会において試験実施計画等を定めて行う。

2 試験は、受験者の利便等を考慮し、必要な場合、試験会場を適宜分割して行う。

（試験の採点及び合格の判定）

第5条 実施要綱第10条の試験の可否の判定は、試験の採点基準及び可否の判定基準を定めて行うものとする。

（合格証及び合格者名簿の様式及び取扱い）

第6条 実施要綱第10条に定める合格証及び合格者名簿の様式は、それぞれ様式第4号及び様式第5号によるものとする。

2 下水道管理者は、実施要綱第10条により合格者名簿の送付を受けたときは、これを保管するものとする。

（合格取消しの異議申立て）

第7条 実施要綱第11条第2項の規定により試験の合格の取消しを通知された者は、その措置について異議がある場合、当該通知を受理した日以後2週間以内に会長に異議の申立てを行うことができるものとする。

2 会長は、前項の異議の申立てを受けたときは、試験運営委員会に諮り、速やかに対応を決定して、その結果を申立て人に通知しなければならない。

（受験講習の実施）

第8条 実施要綱第12条に定める受験講習の実施は、試験運営委員会において講習実施計画等を定めて行う。

2 受験講習の講師は、協会に属する市町及び県（以下「市町等」という。）の職員から選任するものとする。ただし、講習内容によっては、民間の講師を活用することができる。

3 受験講習は、受講者の利便等を考慮し、必要な場合は講習会場を適宜分割して行うものとする。

（登録の申請）

第9条 実施要綱第15条第1項に規定する責任技術者登録申請書は、様式第6号によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し（3箇月以内発行のもの）
- (2) 写真2枚（3箇月以内カラー撮影のもの）
- (3) 登録手数料振込金受取証又はその写し
- (4) 誓約書（様式第2号）
- (5) 返信用封筒

2 実施要綱第15条第3項第1号に規定する理由書は、様式第7号によるものとする。

(下水道排水設備工事責任技術者証の交付)

第9条の2 実施要綱第16条第1項に規定する下水道排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)は、様式第8号によるものとする。

(責任技術者の異動の届出)

第9条の3 実施要綱第16条第4項に規定する責任技術者氏名住所変更届は、様式第9号によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し(3箇月以内発行のもの)
- (2) 責任技術者証の写し

(責任技術者証の再交付)

第9条の4 実施要綱第16条第5項に規定する責任技術者証再交付申請書は、様式第10号によるものとし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し(3箇月以内発行のもの)
- (2) 写真2枚(3箇月以内カラー撮影のもの)
- (3) 再発行手数料振込金受取証又はその写し
- (4) 旧責任技術者証(ただし、紛失したときを除く。)

(登録取消し及び一時停止の異議申立て)

第10条 実施要綱第18条第1項に規定する登録の取消し及び一時停止に対する異議の申立てについては、試験運営委員会においてその審議を行うものとする。

(登録辞退の申出)

第10条の2 実施要綱第18条第3項第2号及び第4号に規定する申出書は、様式11号によるものとする。

(下水道管理者の通知義務)

第10条の3 実施要綱第19条第1項に規定する登録取消等該当者報告書は、様式第12号によるものとする。

第3章 排水設備工事責任技術者の登録の更新及び更新講習

（更新講習の指定）

第11条 会長は、更新講習の受講及び登録更新の円滑な実施を図るため、登録更新を行う必要のある責任技術者に対し、あらかじめ更新講習に関する期日等の通知を行うものとする。

（更新講習の受講申込み）

第12条 実施要綱第23条に規定する責任技術者更新講習受講申込書兼登録申請書は、様式第13号（以下「登録更新申請書」という。）によるものし、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し（3箇月以内発行のもの）
 - (2) 写真2枚（3箇月以内カラー撮影のもの）
 - (3) 更新講習等手数料振込金受取証又はその写し
 - (4) 誓約書（様式第2号）
 - (5) 責任技術者証の写し
- 2 下水道管理者は、登録更新申請書の提出を受けたときは、これを取りまとめの上、所定の期間内に、会長に送付しなければならない。
- 3 会長は、登録更新申請書の送付を受けたときは、速やかに登録更新申請者に受講票（様式第14号）を送付するものとする。

（更新講習の実施方法）

第13条 実施要綱第23条第2項に規定する更新講習の実施方法等は、更新講習運営委員会において、講習実施計画等を定めて行う。

- 2 更新講習の講師は、市町等の職員から選任するものとする。ただし、講習内容によっては、民間の講師を活用することができる。
- 3 更新講習は、登録更新申請者の利便等を考慮し、必要な場合、講習会場を適宜分割して行うものとする。

（登録者台帳の取扱い）

第14条 下水道管理者は、実施要綱第24条により登録者台帳の送付を受けたときは、これを保管するものとする。

（特例下水道排水設備工事責任技術者証の交付）

第14条の2 実施要綱第26条第3項に規定する特例下水道排水設備工事責任技術者証は、様式第8号の表面左上に「**特**」と表示したものとする。

第4章 雑 則

(その他)

第15条 この要領に定めのない事項については、必要の都度、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成10年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にこの要領による改正前の日本下水道協会静岡県支部下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要領によりした処分、手続きその他の行為は、この要領による改正後の静岡県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要領の相当規定よってしたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成24年7月9日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行前にこの要領による改正前の静岡県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要領によりした処分、手続その他の行為は、この要領による改正後の静岡県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要領の相当規定によってしたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成26年4月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に改正前の静岡県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要領に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成27年4月22日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に改正前の静岡県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要領に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和2年4月15日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に改正前の静岡県下水道協会下水道排水設備工事責任技術者試験及び更新講習等実施要領に規定する様式により作成されている用紙は、当分の間、これを調整して使用することができる。

附 則

この要領は、令和3年5月14日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月12日から施行し、令和5年4月1日から適用する。